



## 1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年施行）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえています。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行います。

## 2. いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見ます。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成がなれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来へ向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件です。いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域が、主体的かつ相互に協力して活動し、子ども自らも、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要があります。

## 3. 学校いじめ防止対策委員会の設置と役割

(1) 学校いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に開催します。（原則毎週月曜日開催、必要に応じて臨時委員会を開催）構成員は、校長、副校長、教務主任、生徒指導専任、学年主任。必要に応じて関係する教職員およびスクールカウンセラー等が参加します。

(2) 学校いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担います。

- ①いじめの未然防止のための環境づくりをすすめる役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの早期発見、事案対処のための情報の収集と記録、共有をする役割
- ④いじめ（疑いも含む）を察知した場合の調査による事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、保護者との連携等の対応方針を決定し、組織的に実施する役割
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦いじめ防止等に関わる校内研修の企画・実施をする役割
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

## 4. いじめ防止等に関する取組

### (1) いじめの未然防止

①授業づくり、集団づくり、規律の維持を通して、いじめが起きにくい学校風土をつくります。生徒も教職員と共に、いじめの防止と学校風土づくりに主体的に取り組めます。

②人権教育、道徳教育および特別活動の充実を通して、豊かな心と集団の力を育てます。情報モラル教育にも重点的に取り組めます。

### (2) いじめの早期発見

いじめは、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめやその兆候を軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

①教職員は日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ちます。

②いじめアンケート(6月、12月)、教育相談(4月、8月)、YP アセスメントシート(6月、11月)を有効に活用し、生徒理解の深化といじめの早期発見に努めます。

③教職員は、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を必要とするものであることを理解し、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合もあることに留意します。

### (3) いじめに対する措置

①教職員は、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、ひとりで抱え込んだり、個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し学校の組織的対応につなげます。

②学校いじめ防止対策委員会で情報を共有し、事実関係の確認やケース会議を行い、対応方針を決定します。

③いじめを受けた生徒を徹底して守りながら、合わせて事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。

④いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。合わせて事情や心情を聴取し、いじめを行った生徒の状態に応じた継続的な指導や支援を行います。

⑤いじめの指導や支援には、教職員の共通理解、保護者の協力が不可欠です。場合によっては関係機関・専門機関と連携して取り組めます。

⑤いじめの内容によっては、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

### (4) いじめの解消

いじめの解消は、いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間(目安3か月)程度継続しており、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認することによって判断します。ただし、いじめの再発があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察を行います。

### (5) 特に配慮が必要な生徒

特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を校内特別支援教育委員会、人権教育担当者とも連携しながら組織的にを行います。

### (6) 地域との連携

上中懇話会(連合町内会会長・副会長、地域コーディネーター代表、PTA 会長)や上菅田中学校区学校家庭地域連携事業総会、地区懇談会を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

## 5. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

(いじめ防止対策推進法第28条第1項におけるいじめの重大事態の定義)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ

ている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、学校は、直ちに教育委員会に報告します。

## 6. 取組計画

<b>◆学校いじめ防止対策委員会（原則毎週月曜日開催）</b>
基本方針の確認・周知、相談・通報窓口の周知（4月）いじめの未然防止・早期発見・措置の実施（通年）、いじめアンケート（6月・12月）、YP アセスメントシート（6月、11月）、基本方針の見直し（3月）
<b>◆教育相談の充実</b>
教育相談（4月・8月）、三者面談（7月、12月）、特別面談（10月）、チャンス相談（通年）
<b>◆授業づくり</b>
わかる授業、だれもが参加できる授業、自己肯定感を高める授業を目指した授業改善（通年）
<b>◆集団づくり</b>
居場所となる学級づくり、認め合い高め合う集団づくり（通年）
<b>◆規律の維持</b>
生徒指導方針・学校生活のルールの共通理解（4月）、学習規律・生活規律維持のための指導（通年）
<b>◆道徳教育・人権教育・特別支援教育・情報モラル教育の充実</b>
道徳の時間を中心とした心の教育の充実（通年）、よこはま子ども国際平和スピーチ（6月）、人権作文（7月）、人権講演会（11月）、特別な支援を要する生徒のアセスメントシート作成と個別の支援計画・指導計画の作成（6月～9月）、情報モラル講演会（4月・7月）
<b>◆特別活動の充実</b>
生徒会活動を通しいじめ防止と学校風土づくり（あいさつ運動、イベント開催、話し合い活動） 学校行事・学級活動を通しいじめ防止（体育祭・宿泊行事・秋楽会、学年行事、学級活動を通して自己有用感を高め、居場所となる集団づくりをすすめる）（通年）
<b>◆研修会・情報共有</b>
生徒指導研修会（4月）、人権研修会（11月）、 情報共有（職員会議、学年会 原則月1回）（朝の打ち合わせ 毎日）（通年）
<b>◆地域・小中一貫ブロック校との連携</b>
上中懇話会・上菅田中学校区学校家庭地域連携事業総会（6月・2月）、地区懇談会（9月）、上中よさこいソーラン披露（7～10月）、地域清掃（11月）、中学校公開授業・情報交換（6月）、小学校公開授業・情報交換（9月）、上菅田特別支援学校交流会（9月）、児童生徒交流日（10月）